平成 27 年度函館市事業評価調書

平成27年6月作成

整理番号	21	事業名	日中一時:	時支援事業費 事業の 性質別 裁量的経費						区分	
予算事項名	大事項	日中一時支	援事業費		中事項	日中一時支援事業費			部課名	療育∙目	自立支援センター
事業開始年度	平成	24 年度	根拠法令等	ありロ道第	律•政令•省令名(条例, 規則, 要綱 €例, 規則, 要綱	•	:ンター条例,)) 同施行規則)	電話番号		36-0500

1. 事業の目的・必要性と内容(PLAN) ※この事業を行う目的・必要性は何か。どのような取組を行っているのか。

1的・必要性	【目的】 障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を得ることを目的とする。 【必要性】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定されている。 採算性に乏しく、同様の事業を行っている団体はない。
内	日中において,障がい児に対し, 宿泊を伴わない一時的な見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練等を提供する。
容	

2. 概算総事業費(DO:コスト) ※事業を行うための費用の状況はどうか。コストがどれくらいかかっているのか。

(単位・人 千円)

																	(単位:	<u>人,干円)</u>		
			平月	成24年	度決算	平月	龙25年	度決算	平原	戊26年	度予算	平成	26年度	度決算見込	平月	成27年	度予算	平成2	28年度予算	算要求
	事業費	(A)			52			94			104			93			104			0
特	国・道																			
定財源	市债																			
	そのイ			50			45			48			24			43				
	一般財	源			2			49			56			69			61			
	事業を実施するために	職員	人工	1.25	9,385	人工	1.25	9,023	人工	1.23	8,967	人工	1.23	8,967	人工	1.18	8,864	人工	0.00	0
	必要な人件費	嘱託職員	人工	0.66	1,819	人工	0.66	1,819	人工	0.66	1,847	人工	0.66	1,847	人工	0.66	1,874	人工	0.00	0
捨五入 に人工	エは小数点第3位を四 入しているため, 実際 エがかかっていても0で	臨時職員	人工	0.08	144	人工	0.08	130	人工	0.08	130	人工	0.08	130	人工	0.08	144	人工	0.00	0
	ナカナハス坦人がち	人件費(B)			11,348			10,971			10,943			10,943			10,882			0
総事業費計(A+B)				11,400			11,065			11,047			11,036			10,986			0	

3. 活 動 実 績(DO:アウトプット) ※目的を達成するためにどのように取り組み、その実績はどうか。

活動指標名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
利用者数	人	535	485	263			

4-1. 成 果 等(DO:アウトカム) ※事業の成果指標は何か。

指標

定量的な成果指標はない。

4-2. 成 果 等(DO:アウトカム) ※事業を実施し、どのような成果が得られたのか。

事業の成果等

日中一時支援サービスを提供することにより家族の負担軽減に一定の効果がみられ、市の障がい児施策の推進に寄与することができた。

5. 事務事業の点検 (CHECK)

	評価項目	評価内容	評価内容の説明		評価項目	評価内容	評価内容の説明		
	事業の市民ニーズ		市地域生活支援事業は各市町村が地 域の実情に応じて主体的に行う事業		コストの節減度	節減できている	事業の実施にあたり、従事者は他の 事業所の兼務で実施している。また、		
		社会情勢等から関与が妥当	である。同様の事業を他団体では		将来コスト増減見込み		利用者の負担割合は市の規則で決まっている。		
	±				受益者負担の適正度	評価対象外	&) CV ~ V °		
	成果の達成状況	達成している	家族の負担軽減に一定の効果がみられる。民間事業者の参入が必要であ	執行	外部委託の可能性		不採算事業であり, 同様の事業を他 団体では行っていないため委託しづ		
	事業目的実現のための手段		7			図られている(今後の改善は難しい)	Biv.		
	数 生			1					
Ē	平価結果から明らかに	民間での実施がないこと	から公立で実施していく必要がある。						

なった課題事項など

6. 今後の改善策(ACTION) ※今後改善する点は何か。どのように進めていくか。

(経費について)

基本方針 (事業について) 地域生活支援事業は各市町村が地域の実情に応じて主体的に行う事業である。国が定める必須事業のため廃止はできない。 今後の方針 (改善・

現行どおり

ー日の利用時間に応じて単価が定められており,収入や経費の削減はあまり期待できない。

参考:他の自治体の状況

見直し内容)

比較参考值 (他の自治体の類似事業 の状況など)